

観光客誘致対策事業（コンベンション宿泊助成）

宿泊費助成のご案内

熊本県山鹿市では、コンベンション・合宿の開催で山鹿市内にご宿泊される団体へ宿泊費を助成いたします。

《助成の対象、条件》

【助成の対象となるコンベンション・合宿】

山鹿市内で開催するコンベンション・合宿で、延べ宿泊者数が25名以上のもの

☆助成に対する条件

- ① 宿泊施設は山鹿市内の宿泊施設に限ります。
- ② 宿泊日は平成30年4月20日（金）～平成31年3月28日（木）に限ります。
但し、8月12日～16日までは除きます。
- ③ 申請は1コンベンションにつき1申請とします。
- ④ 申請書を受領後、予算の範囲内において、その申請内容を審査し、適当と認めた場合のみ宿泊助成金を交付します。
- ⑤ コンベンション・合宿の主催者ではなく、宿泊業務を委託された旅行業者等の代理人が申請等を行う場合は、必ず委任状をご提出ください。

【助成の対象とならないコンベンション・合宿】

1. 政治的・宗教的活動を目的とするもの
2. 個人又は団体・企業等の営利目的で開催するもの
3. 山鹿市から他に補助金・助成金等経済的支援または同等の支援を受けるもの
4. その他、助成に対し不相当と認められるもの

《助成内容》

【宿泊助成金】

コンベンション・合宿の1回当たりの宿泊助成金は、延べ宿泊者数に500円を乗じて得た額となり、上限額は下記のとおりです。

- 1) コンベンション 上限25万円まで
- 2) 合宿 上限25万円まで

《申請から宿泊助成金交付までの流れ》

I 申請書類を入手

- ①山鹿温泉観光協会ホームページ（お知らせ欄）よりダウンロードしてください。
- ②山鹿温泉観光協会にお電話ください。書類一式を郵送します。

II 宿泊前：宿泊日の15日前までに申請書を提出

- ①委任状 ※代理人申請の場合のみご提出ください。
- ②助成金交付申請書

※申請書を受領後、予算の範囲内において、その申請内容を審査し、適当と認めた場合のみ宿泊助成金を交付します。交付決定については事務局より申請者に連絡いたします。

【宿泊業務を委託された旅行者等の代理人が申請等を行う場合】

- ・主催者ではなく宿泊業務を委託された旅行者等の代理人が申請等を行う場合は、必ず委任状をご提出ください。
- ・委任状をご提出のうえ、関係書類一式（申請書・実績報告書・請求書）は、全て代理人名でご記入ください。

III コンベンション・合宿の開催

IV 宿泊後：宿泊日より1週間以内又は平成31年3月29日のいずれか早い日までに報告書を提出

- ①助成金交付実績報告書
- ②助成金交付請求書 ※振込口座は申請者又は代理人と同一名義に限ります。
- ③宿泊証明書または宿泊施設が発行した明細付領収書の写し
- ④コンベンション・合宿に関する資料（写真、パンフレット等）

V 宿泊助成金のお支払い

- ①実績報告書等必要書類を受領後、10日以内に指定口座へお振込いたします。

【書類の提出先】

- ①提出先 山鹿温泉観光協会
〒861-0516 熊本県山鹿市中央通 510-2
- ②提出方法 郵送、持参
- ③備考 関係書類は押印のうえ必ず原本を提出してください。

《実施団体》

事業主体 山鹿市

受託業者 山鹿温泉観光協会

《お問い合わせ先》

山鹿温泉観光協会

〒861-0516 熊本県山鹿市中央通 510-2

TEL 0968-43-2952 / FAX 0968-44-0032